

消費税の軽減税率制度に関する説明会

公益社団法人城東納税協会

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度はすべての事業者の方に関係があります。

軽減税率の対象品目は？

帳簿や請求書の記載方法は？

適格請求書等保存方式って？（いわゆるインボイス制度）

事業者の方に知っておいて頂きたい ①軽減税率制度のポイント、
②軽減税率対策補助金について、説明会を開催致しますので是非ご参加下さい。

【開催日時】	平成31年（2019年）	3月 4日（月）	9時30分～10時30分
	平成31年（2019年）	3月 7日（木）	9時30分～10時30分
	平成31年（2019年）	3月18日（月）	9時30分～10時30分
	〃		13時30分～14時30分
	平成31年（2019年）	6月11日（火）	9時30分～10時30分
	〃		13時30分～14時30分
	平成31年（2019年）	6月17日（月）	9時30分～10時30分
	〃		13時30分～14時30分

3月18日・6月11日・6月17日は1日2回開催いたします。

申込不要！都合の良い日時にご参加下さい。何回ご参加頂いても結構です。

【開催場所】 城東区民センター 4階 大会議室
(大阪市城東区中央3-5-45)

【講師】 城東税務署 担当官

【参加費】 無 料

【問合せ先】 城東納税協会 06-6931-1444

- 注) 1. 元号の表示については便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。
2. 会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。ご了承下さい。
3. 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。
4. 説明会場の駐車場（有料）に限りがありますので、ご来場の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用下さい。

消費税の軽減税率制度に関する説明会

公益社団法人城東納税協会

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度はすべての事業者の方に関係があります。

軽減税率の対象品目は？

帳簿や請求書の記載方法は？

適格請求書等保存方式って？（いわゆるインボイス制度）

事業者の方に知っておいて頂きたい ①軽減税率制度のポイント、
②軽減税率対策補助金について、説明会を開催致しますので是非ご参加下さい。

【開催日時】

平成31年（2019年）	4月16日（火）	10時～11時
平成31年（2019年）	4月26日（金）	14時～15時
平成31年（2019年）	5月14日（火）	14時～15時
平成31年（2019年）	5月23日（木）	10時～11時

申込不要！都合の良い日時にご参加下さい。何回ご参加頂いても結構です。
6月にも城東区民センターにて説明会を開催いたします。（別途案内致します）

【開催場所】 城東税務署 4階 大会議室
（大阪市城東区2-14-29）

【講師】 城東税務署 担当官

【参加費】 無料

【問合せ先】 城東納税協会 06-6931-1444

- 注）1. 元号の表示については便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。
2. 会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。ご了承下さい。
3. 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。
4. 説明会場の駐車場（有料）に限りがありますので、ご来場の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用下さい。